

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年8月31日から同年10月23日までの期間について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年10月23日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月31日から5年2月21日まで

私は、株式会社Aに昭和63年8月1日から平成5年2月20日まで勤務したが、厚生年金保険の加入期間は4年8月31日までの期間しかない。

当時の記憶はほとんど無いが、申立期間に同社で勤務したことが確認できる離職証明書及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主が発行した離職証明書から、申立人は、申立期間において、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成4年8月31日から同年10月23日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（4年9月30日）の後の同年10月23日付けで、遡って同年8月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る商業登記簿謄本から、上記の処理日（平成4年10月23日）に同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年

金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該処理日である平成4年10月23日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成4年7月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成4年10月23日から5年2月21日までの期間について、申立人は、前述のとおり、当該期間において株式会社Aに勤務していたことは確認できるものの、オンライン記録によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の当時の事業主は、「給与からの厚生年金保険料の控除については、資料が無く不明である。」と述べている。

また、当時の事務担当者は、「当該期間には既に退職しており、厚生年金保険の取扱いは分からない。」と述べている。

このほか、当該期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 11 月 9 日から 49 年 4 月 21 日まで
② 昭和 49 年 11 月 8 日から 50 年 4 月 19 日まで
③ 昭和 51 年 11 月 12 日から 52 年 4 月 15 日まで
④ 昭和 52 年 11 月 10 日から 53 年 4 月 18 日まで
⑤ 昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 4 月 17 日まで
⑥ 昭和 54 年 11 月 14 日から 55 年 4 月 16 日まで
⑦ 昭和 55 年 11 月 12 日から 56 年 4 月 16 日まで
⑧ 昭和 56 年 11 月 11 日から 57 年 4 月 16 日まで
⑨ 昭和 57 年 11 月 11 日から 58 年 4 月 16 日まで
⑩ 昭和 60 年 12 月 2 日から 61 年 3 月 29 日まで

昭和 48 年から 60 年までのうち、冬期間に A 株式会社 に 10 回働きに行ったが、その時の給与支給額は、ねんきん特別便で通知された標準報酬月額の 2 倍ぐらいであった。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額の記録は、実際に受け取っていた給与よりも低い金額になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の給与支給額は、ねんきん特別便で通知された標準報酬月額の 2 倍ぐらいであった。」と主張しているところ、雇用保険の記録から確認できる申立期間⑧及び⑨に係る申立人の離職時賃金日額の記録（申立期間⑧及び⑨以外については離職時賃金は不明である。）によると、両期間とも、オンライン記録の標準報酬月額より高額の給与が支給されていたことがうかがえる。

しかしながら、A 株式会社では、「当時の資料は無いが、厚生年金保険被

保険者の資格取得時の標準報酬月額は、基本給に同職種の従業員の平均残業時間を基に算出した残業手当を加算して算定していたことから、平均残業時間を上回る残業を行った場合には、国（厚生労働省）の記録にある標準報酬月額よりも給与の支給が高額となった。」と回答している。

また、申立人と同じ期間社員として勤務していた複数の元従業員が所持する申立期間当時の賃金明細票（昭和49年2月及び同年3月、52年12月から53年3月、56年11月から57年3月分）によると、基本給の月額は各人のオンライン記録の標準報酬月額とほぼ同額であるが、総支給額は、基本給以外の時間外及び休日勤務手当、深夜手当が支給されており、基本給額よりも高額となっていることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき控除された金額であることが確認できる。

さらに、A株式会社は、厚生年金基金に加入していたところ、B企業年金基金が保管する加入者台帳に記録された申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と全て一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑩までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。